

ひとり親家庭等 のみなさまへ

※このチラシは、4月に小・中学校に入学する年齢のお子さまがいる全てのご家庭にお送りしています。対象となるないご家庭におかれましては、ご理解をお願いいたします。

小・中学校にご入学されるお子さまに 入学祝金を支給します



塩尻市では、ひとり親家庭等の福祉の向上のための入学祝金を支給しています。
対象となる方は、必要なお手続きなどをご確認ください。

対象となる方（申請時点で①～③をすべて満たす方が対象です。）

① ひとり親家庭等である

ひとり親家庭等とは、次のいずれかに該当する家庭です。

- ・父母が離婚している
- ・父または母が死亡している
- ・父または母が重度の障がいの状態にある
- ・父または母の生死が明らかでない
- ・父または母から引き続き1年以上遺棄されている
- ・父または母が配偶者からの暴力で保護命令を受けている
- ・婚姻によらないで出生した
- ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている

※ただし、婚姻と同様の状況（同居している、または、ひんぱんな訪問があり生活費等の援助を受けているなど）である場合は対象外です。

② 令和8年4月に小・中学校（義務教育学校、特別支援学校などを含む。）に入学する お子さまを養育している

③ 市内に住所がある

入学祝金の額

4月に小・中学校に入学する **お子さま1人につき2万円**

市民の方からいただいた寄附金を活用し、今年度は1万円を増額しています。

必要なお手続き

児童扶養手当の認定を 受けている方（※）

申請手続は不要です。

対象者（1月9日時点で認定を受けている方）には、1月中に入学祝金の振込に関するお知らせを郵送します。

（※）所得制限などにより手当の支給を停止されている場合を含みます。不明な場合はお問い合わせください。

児童扶養手当の認定を 受けていない方

次のQRコード（ながの電子申請）から電子申請していただか、こども未来課（塩尻総合文化センター1階⑦窓口）までお越しください。



【申請期限：令和8年3月31日（火）】